
ZINE・5 - 2015・秋

アンラーニング・2015
問いをもちよる
施設で考えた中途半端な支援と労働



生・労働・運動ネット 富山

目次

はじめに	1
1 援護から支援へ	5
2 撤退して仕切り直しを	13
3 この間考えたこと	14
あとがきにかえて	19

7/26 アンラーニング・2015 問いをもちよる

施設で考えた中途半端な支援と労働

はじめに

話すにあたって

樋谷博通といいます。まず最初に「はじめに」といいますか、話すにあたってというところなんですが、富山県内の知的障害者の福祉施設に1999年7月から今年の3月まで15年あまり勤めてきました。3月で辞めた後、15年間勤めてきたことを振り返って話をしてみたらいいんじゃないかという提案があって、自分でもぜひ話をしてみたいと思って、今日のこの場にいたったわけです。

福祉施設に勤め始めた理由は、「食うために」「生活するために」というのが一番大きかったわけです。15年間で結構頑張って施設の改革を取り組んだというわけではなくて、かなり中途半端な過ごし方をしたのかなとは思っています。ただこの15年間は、後からも話しますが日本の福祉が大きくがらっと変わった15年間というふうに思っています。その15年間で施設の中で過ごせたこと、また対象が知的障害者のかたなので、結構独特のところがあるのでそういうところにふれることができたのは、すごく良かったなあと思っています。今日こういう機会をむかえることで、この15年間やってきたことを対象化して、その次につなげるというのできるかなと思っているので、よろしくをお願いします。

この15年間の「障害者福祉」だけでなく、福祉全般の簡単な流れなんですけど、レジュメの4枚目に、ごく簡単な年表・資料があります。中西正司さんという方が書かれた「自立生活運動史」という本の巻末の年表から抜粋させていただきました。

どのように変わったかといいますと、年表の下の方にポイントを上げてみました。まずひとつは、「措置から契約へ」ということです。「措置」というのは、行政処分ということにあてはまります。例えば、自分の家のおじいさんが歩けなくなって、介護が必要な状態にな



ったとします。どうすればいいかということで市役所などの行政に行って手続きをすると、市役所のかたから「じゃあヘルパーさんを利用したらどうですか」とか「ここの施設が空いているのでどうですか?」と指示されるわけです。それを受け入れることでサービスを受けることができるのです。それが措置制度というものだったのです。しかし措置というのは選択ができない、自分で選んで決定できないという面がありました。そこから「契約」へとなると、自分で選択して自分で決定できるということが言われていたんです。また「措置」は面倒をかける、お世話になるという意識が強かったと言われていたんですが、そうじゃなくて「契約」になると福祉サービスを受給するというのは、そういう意味では対等な関係の始まりだということはよく言われていました。

もうひとつは、「規制緩和」ということで、つまりは市場原理の導入ということなんです。いろんな多種の業者が入ればそれだけサービスがたくさんになる。その中からいくつも選べますよと。そうすればサービスもたくさんできることによって、より安く、よりサービスがいいということが確保されますよというのがうたい文句だったんです。このふたつが一番大きなことだったのかなと思っています。

その背景としてあるのは、ひとつは1990年代に入ってからなんですけど、高齢化社会を迎えて、医療費の増大をどうするかということがよく言われていました。その拡大をなんとか抑えたいということが、国家の強い意志だったのです。

ふたつめは、家族や地域の解体ということなんです。日本の福祉は、家族介護が大前提にされてきたとよくいわれます。家族介護のうえで、あとは何かということ会社なのです。会社に入ることによって終身雇用＝死ぬまでは会社に面倒をみてもらえる。それなりの給料はもらえる。給料をもらった家族に老人がいても、障害者がいても、あるいは子どもの養育にしても、その費用でなんとかやっていけるだろうと。会社に一生懸命尽くすことによって会社も定年までは面倒を見てくれると。そういうかたちがあって、それによって社会の中で保障されるという構造がつくられてきたと言われます。しかしその構造がどんどん崩れてきました。家族が核家族化して、産業構造が変わってきた。90年代に入ってバブルが壊れて非正規就労者といわれる人が多くなって来る。リストラが当たりまえになってきて、会社も定年まで面倒みてくれなくなる、会社からの配分というものがあてにできない状況になりました。でも家族や地域というのも、急速に意識も変わってきたので介護をあてにするのは難しい。

そういう状況の中で3番目なんですけど、家族介護を担ってきたとりわけ女性にとっては介護の負担がさらに重くなり、負担軽減を訴える声が大きくなってきたということと、障害をもっている当事者の自立生活運動というのが1985年頃からだったと思うんですが、おおきな運動として高揚があったという背景があったと思います。

年表の中で1998年6月に「社会福祉基礎構造改革について中間報告」というのがありますが、

これがよくその頃の福祉転換のポイントとしてあげられるところです。1990年に入った頃からおそらくそういう話はされていて、社会福祉の基礎構造改革、つまり大きく変えようということが国家の側で論議されてきて、その中間報告が出されたというのが、これらの項目で、これが後の介護保険もそうだし、障害者の支援費制度、のちの自立支援法に続いていくその大元になるものだと考えてもらったらいいと思います。

そういう流れがこの15年間にあったということです。

この仕事に就いた理由

・障害者解放運動との出会いから

食うため、生活するため以外に、もうひとつの理由がありまして、それは障害者解放運動との出会いです。私が学生だった時のことです。ちょうど1984年に全国障害者解放運動連絡会議の第9回の全国大会が富山で行われました。そのときが障害者との最初の関わりでした。

どうして障害者の運動に僕が関わったのかということですが、80年代初めのころでしたが、当時の中曽根首相の不沈空母発言があり、反戦・反核の運動がある高揚をみせていました。大学でも反戦・反核の政治的な運動が関心を集めていました。また同時に三里塚闘争（成田空港反対運動）を取りあげている団体があり、反戦・反核＝三里塚闘争への集中によって中曽根内閣を打倒することになるという主張がよく聞かれました。その主張はとても分かりやすく、明解だったので、どちらかといえば多数派で、注目を浴びていたと思います。

僕はというとそういう運動について行けない方でした。そういう政治の問題だけではすまないのではないか、社会の構造的な問題というのがあるのではないかと、その中心は障害者解放・差別の問題ではないかと。この運動をとりあげる人たちは少なかったのですが、その人たちと一緒に行動したことがありました。その後差別の問題に取り組むべきと思い、障害者の介護に入ることにしました。障害者の人との関係というよりも、頭というか、運動課題ということから障害者と関わったという経緯がありました。

介護に入るということは、ひとつは地域の中でアパートを借りて生活している障害者の生活介護をすること、ご飯をつくったり、服を着替えたり、外出したりなどの生活の介護・支援をすることです。もうひとつは、学生の学習の場という面もありました。当時障害者の介護をしている学生が何人かいました。僕も新しく入ってきたその一人ですが、新しく学生が入ると、まず障害者からその本人の生い立ちを聞くことになります。

障害者の生い立ちの話は、すごく生々しいものでした。近所の目があるから、なかなか家から出してもらえない、ずっと大きくなるまで一歩も家から出られなかった。あるいは、ある日突然外出し、着いたそこは施設だった。これからはここで暮らしなさいと言われて、施設

に入れられたというような話も聞きました。

施設での生活は管理されていて、服、食事など生活すべてが管理されていました。男、女かまわず着替えがあったり、風呂に入ったりということから、本人の承諾のないまま子どもが産めないように手術をされてしまうこともあるという話などいろいろな話をしてもらいました。

また一緒に街に出ようということでも街に出ました。外出介護をすることになります。当時の交通機関は国鉄でした。駅にはエレベーターがなく、列車に乗りたくと駅員に頼むと渋々4人で車いすをホームまで運んでもらうことがありました。バスはそのころはまだまだ乗せてもらえませんでした。それで交通機関は、車かタクシーということが多かったです。

次にお店や銀行に行っても、お店の人や銀行員は障害者本人に聞かないで介護者に用件を聞いてくると事前に聞いていました。確かに一緒に行くと介護者である僕に聞いてくるわけです。まだまだ差別があるのだなという実際の体験がそういう行動のなかで経験できました。

またとても強烈な体験がありました。その頃富山市の差別文書糾弾闘争という大きな闘争があったのです。その闘争は次のようなものでした。富山市から全国の自治体に向けて照会文が出されました。他の自治体に、「〇〇の場合に、障害者にどのような対応をされていますか」、という照会する内容でした。しかし、その表現はとても差別的でした。「窓口で障害者の人が大拳して威圧して要求をしてくるので対応に苦慮している」、「障害者が言っているのではなくそれを誘導している人間がいるのではないか」というような表現がありました。そのような内容が他府県で発覚して、富山の障害者が知ることになりました。もちろん怒りますよね。それで全国の障害者が富山市に集まり、差別文書を出した富山市を糾弾するという闘争が始まったのです。

その闘争の場に参加する機会が何回かありました。とても迫力がありました。対応している行政の人が涙ながらになって、うろたえるということが何度もありました。障害者が自分の受けてきた差別の状況を踏まえ、怒りをこめて相手におつけるわけですから、すごい迫力があったのです。それを聞いていて、僕は行政側にいないにもかかわらず、同じ健常者としてとても居ずらく縮こまっていました。そうして障害者の差別の実態・構造に気付かせられてきたということがありました。

それは差別の側に立つ健常者として、私もその健常者なのですが、そのようなことについてどうするのかという障害者からの問題提起であったわけです。

また、ボランティアとしての哀れみの感情（かわいそうだからというような）、そのような感情で関わって欲しくないということもよく言われました。

そういう問題提起を受けて、自分の意識のなかで自分の差別性というところがあったのでそれを変えなければならないという意識を非常に強く持っていたように思います。

僕はみずから他の人にひらいていくというパーソナリティをあまりもってなくて、当時から寡黙でした（笑）。寡黙な介護者でした。介護に入っている他の学生もどちらかといえば同じような人が多かったのではないのでしょうか。自分は、なぜ障害者に関わっているのか。さっき話した課題や問題提起に対する義務感・責任感がありましたし、健常者としてそれを果たさなければならないというような意識が強かったのです。どうしても、ねばならない、という思いが強く、積極的に関わるということに踏み出るような答えを自分で言葉に出せませんでした。

その頃気持ちは悶々としていて、さらに寡黙だったので、障害者や他の介護者に問いかけができませんでした。相手の障害者に否が応でも話をするとか、論じるというか、話を投げかけてみるということをするべきだったのですが、できなかったのです。他の健常者にも話してみるということもできませんでした。

そのような状況の中で、関わりから引いてしまいました。それは自分の中で、大きな負というか、歴史だったと思っています。

今、それを言葉にするとすれば、障害者の状況に対する健常者の支援というのは、一方向の関係ではなく、障害者の問題を健常者である私の問題として、どうなのか、どう立てればいいのか、そのようなことを立てながら、おたがいの関係として相互の運動を作り上げるということに取り組むべきであったのではないかと今は言葉として言えるのですが。そのような経緯がありました。

1 援護から支援へ

① 初めて飛び込んだ施設

このような経緯があって、1999年7月に施設で働き始めました。知的障害者と関わるのは初めてでした。就職した当初は、以前関わった障害者から聞いていたイメージと重なり、施設＝管理された生活という見方が強く、やたらとそういう側面が目につきました。

職員でも、まだ「園生さん」（〇〇園の生徒という意味で）と呼ぶ人も一部にいましたが、就職するときには、利用者・利用者さんと呼んでくださいと言われました。

施設には日課があり、その日課にしたがって例えば午前は作業、午後はリクレーションというように決められていて、それに合わせて起床、入浴、食事、就寝それぞれが時刻にしたがって生活がなりたっていました。

土日はいつもより少し起床が遅く設定してあるのですが、早番の人が午前7時に来るので、その人のため、宿直の人が利用者を7時前に起こし、着替えさせる必要があると思い、いつもと同じ時間に起こしてしまうことになっていました。

居室やロッカーの所持品は、今では直接的に見ることはなく、本人の了解を得たうえで見ることはありますが、その当時は所持品も施設の管理下に置かれていました。

食事は決められていましたが、時々バイキング昼食というのがありました。バイキングというと、普通は食べ放題のことを指しますが、施設では制限がありました。一つの皿から取る個数が細かく決められていて、とてもバイキングというようなものではなかったのです。理由は利用者の健康管理のためと、予算上の制限があったためです。それでもバイキングと呼んでいました。たしかに人によっては、際限なく食べてしまうかたもいました。

居室は個室ではなく、二人の相部屋でした。このように当初は施設というと、管理された生活という場面ばかりが目についていました。

② 社会福祉の基礎構造改革 職場では？

その後すぐに基礎構造改革が始まりました。

研修の場などでは、「福祉は新しい時代を迎えた。画期的な時代である。」ということが何度も繰り返されました。理念として3点がよく言われてきました。ひとつ目は「施設から地域へ」、もうひとつは「利用者主体」、そして三番目が「対等な関係」です。また、研修以外に知的障害者施設の上部機関としての知的障害者福祉協会という組織があり、その機関誌が毎月発行されるのですが、毎号の特集が基礎構造改革についてでした。このような改革が、どこそこの施設でこのように行われているということが毎号載っていました。

その特集を毎号丹念に読みながら、以前僕が関わってきた障害者解放運動の成果が実際に本当に、この制度にいかされてきている。施設、地域に浸透していくのではないかという予感がしていました。歴史が開かれていくという予感、未来が明るくなっていくような感触があり、この流れに乗ることが自分の課題ではないかと思いました。

そこで実際どのように変わっていったのかを次に話します。

③ 援護から支援へ 何が変わったか？

・全体から個別へ

施設に入った最初の頃は、どうしたら現場で手をかけないで対応できるかということがどちらかといえば要求されていました。手をかけないで、全体の様子を見て、それぞれに対応し、さばくことができるか、そのような対応ができる職員が求められていたと思います。

例えば、よく食事中に食器をひっくり返す利用者がいました。食器をひっくり返すと固形物ならいいのですが、汁物がこぼれると大騒ぎです。フローアや衣服などいろいろなものが汚れるのでとても困ることになります。しかたがないので、その人にひとりの職員がつきます。しかし上司からは「職員がつかなくてもいい方法を考えられんけ」と言われます。そこ

が職員の腕の見せ所・能力ではないかということになるのです。

それが少しずつ変わってきました。個別に対応するようになられてきたのです。例えば、ある利用者さんが毎日のように、「物議をかもし」ことがあるのですが、全体の場を考えて、とにかく注意して（望ましい方向を）教える対応をしてきたのですが、その人にまず個別に話を聞き、聞くことでその行動の理由が理解でき、また本人も落ち着くことができました。そのように個別に対応するという流れになってきました。

・問題・課題の克服からニーズの実現へ。

福祉の業界ではよくいわれることなのですが、「ニーズの実現」とよくいわれます。個別の利用者にはそれぞれ「支援目標」があります。それまでは、問題・課題があるのでそれを解決することが主流だったのです。それに対して今は、利用者・あるいは保護者の「〇〇したい、してほしい」ということがらを「ニーズ」と捉え、それを中心にして「支援目標」を立てるという方法に変化していきました。

・対等な関係は変わったか？

あと、対等な関係ということが当時理念としてはよく使われてきたのです。施設においては職員と利用者の関係ですね。対等な関係であるべきだという理念は素晴らしいのですが、実際どう変わったかということ、これは本当にあんまり変わらなかったのです。「施設職員というのは、障害者にとっての最初の敵なんだ」というのは障害者解放運動を担ってきた障害者からはよく言われたことです。「いざ自立をしたいといっても最初にそれを止めに入るのは親であったり、施設の職員であったりしたんだ。」たしかにそういう意味では敵であり、権力者であるというのはその通りです。ただ、ぼくが勤めていた施設の職員にそういう認識があるかと言ったら全くなかったです。対等な関係に変わるということは実際はほとんどなかったのですが、利用者の「自治会」をつくらなければということで、それを作ることによって「利用者主体」「対等な関係」を保障するということになったのではと思います。

もちろん知的障害者では、当事者の会というので「ピープルズファースト」という世界的な団体があるのですが、日本でもそういう取り組みをしているグループや施設があります。また神奈川県では施設の連合団体や関係機関が中心となり「あおぞらプランの推進」をすすめる、知的障害者本人の権利宣言を出し、施設改革をすすめるという流れもあります。施設や関係団体間には、そういう差はけっこうあるようです。

・施設から地域へ グループホーム設立、拡大へ

施設から地域へということはよく言われるのですが、施設の場合、「地域」といわれているのは主にはグループホームなわけなんです。それをいくつか作り上げていったわけですが、大きな入所施設とグループホームとでは、雰囲気はかなり違うんですね。4~5人が生活していて職員がいて、夕食を作って一つのテーブルで食べてといった感じで、施設に比べれば、かなりゆったりとした時間が流れるという、そういうよさがグループホームにはありました。ただ、グループホームとはいえ、自分の家とはやっぱり違う。小さな施設と家の中間ぐらいの位置にあるところなのです。

ただ、グループホームというのは、福祉法人の施設にとっては拡大していくことが難しいという問題があります。知的障害者のグループホームを地域でつくると言ったら反対の声があがるのが少なくありません。かなり強い反対が起こったことがあって、断念したっていうこともありました。また社会福祉法人にとってグループホームを作ることは経営上、非常に負担になるということのようです。その負担は少なからず職員にもくるわけです。職員の日中勤務が5時に終わったらグループホームに行って様子を見て、場合によったらそのグループホームでご飯を作って、というようなことがあるわけなんです。世話人さんが急遽休んだり手違いなどで、知的障害の人でも電話ができる人がいて、グループホームの利用者の人から施設に電話がかかってくることもありました。「今グループホームにいて、世話人さん来んがやけど。ご飯ないがやけど」というような。それで、世話人さんが行ってないということがわかって、急遽勤務時間が終わった職員が行ってご飯を作るなんてことがあったわけです。

グループホーム設立には、いくつかそういう難しさがあったんです。

・自立支援法以降、理念はどこへ

最初に言った「施設から地域へ」などの3つの理念と言っていたんですけど、障害者支援費制度が成立する前後は非常に高らかにそれは言われていたんですが、2006年、その後すぐに自立支援法というものに代わるんです。それが変わる直前からパッタリと理念が姿を現さなくなるんですね。支援費制度にしたら障害者のサービスの需要が思った以上に拡大し、このままでは財政がパンクしてしまう。このままではだめだ、財政がないから仕方ないでしょう、という論調が非常に目立ちました。高らかに言われた理念はどこに行ったのかというところなんです。

・自立支援法 「就労」系と「生活」系へ

以前僕の勤めていたところもそうだったのですが、以前は「更生施設」という名前だった

のです。「更生」という言葉は、刑法などにも登場する言葉で、(悪いことを) 正す、修復するという意味でも使われる言葉なので、いい名前ではないのですが。自立支援法以降、その「更生」施設をさらに二つに分けて、「就労」系と介護が必要な「生活」系とに分けたわけです。それはなぜかという、「更生」施設はいずれは働いて賃金を得て生活するという「社会復帰」を目指すことが建前になっているのですが、そういわず施設の中で「滞留」している人たちが多いという指摘がありました。それを解決するために「更生」施設の中でも、「働ける」という状況に近い人たちがいるわけなんです、そういう人たちを「就労」系に集めてさらに訓練をして、一人でも多く就労につなげるべきではないかということが分けた理由だったのです。そういうふたつの枠組みの中で、さらに「就労継続」とか「就労支援」などいろいろ細分化されています。「就労」系に対してもうひとつは「生活」系という分け方があります。「生活介護」という名称で、ここでもさらに事業が細かく分かれていくわけなんです。それだけ細かく分かれたために、場の均質化というのがさらに進むわけです。

ある保護者の人が言ったのですが、「うちの子はしゃべれない、ほかの利用者の人に関われない」と。言葉でないかたなので。でもほかには利用者の人の中にしゃべれる人も多かったのです。わーわーとしゃべったり、なかには世話好きなかたもいて、さきほどの〇〇君にもしゃべりかけるわけなんです。「どう?」とか「なにしとった?」とか声をかけるのです。そうすると少しにっこりと笑い、表情が変わることがあるのです。「うちの子にとってはしゃべりかけてくれることがすごくいい刺激になっているから、いいことなんですよ」とはよく言われたことですが、そういう機会が少なくなってしまうわけなんです。よくしゃべる人や、世話好きな人ってやっぱり「就労」系の方へ行っちゃうわけです。だからとても均質化されるようなところがあって、職員にとってもそういうのは面白くないわけです。多様性が今まであったわけですが、それがなくなってきたのです。

「更生」施設の時代は、ある意味で牧歌的なところがあって、以前は利用者の人たちもけっこう若いし、職員も若いので、正月なんかは利用者の方はみんな親元に帰るわけです。でも帰れない利用者も何人かいる。数人ですけれども。なので正月はビールでも飲みながら、みんなで同じ部屋で「紅白」を観ながら夜を明かして、次の日は利用者も職員も一緒になってお雑煮食べて、という雰囲気が当初はあったようです。そういう話はよく聞きました。でもそういう状況はだんだんとなくなってきたわけです。

・施設会計の逼迫というこえ

この15年間で、職員の雇用形態も変わってきました。正職員の補充に変えて非正規の職員を増やしたわけです。それが徐々に増えてきたということがありました。これまで僕が働い

ていた施設でも半分近くは非正規の職員、80人のうち40人ぐらいは非正規の職員でした。もちろん賃金の差は大きいです。また、施設の会計が逼迫しているということがよく会議の中でも言われ、施設運営でもイベントや行事開催に影響がありました。利用者にも負担が増え、自立支援法の時には1割負担というのがあったので、負担が当然多くなるわけです。

行事に影響があったなかで、旅行がなくなったというのが大きかったです。一泊二日の旅行に、利用者と職員もついていくわけです。加賀温泉とか、飛行機に乗って北海道とかいうのもかつてはありました。旅行担当になって計画を立てるのは大変なんですけれども、利用者の人もとても高揚して、普段の日常生活とは違って凄いごちそうが食べれるわけですし、大きな温泉に入って、ホテルで泊まるという、日常とは全然違う体験ができて、すごく楽しいわけなんです。職員にとってもなかなか行けないようなホテルに行ったこともあります。同行する職員の費用などはもちろん施設負担なので、施設にとって負担が大きいんです。結局その旅行がなくなってしまったんです。立案計画は職員の負担が大きく、それがなくなって少し楽になったとはいえ、その分楽しみもなくなってしまったのです。

もうひとつは、保護者からの費用分担の増加がありました。僕が配属されていた事業所でもいろいろな日課の中で講師を呼んで日課の充実を図るということがあって、その講師を招く費用というのがそれなりに必要になるのです。そのために協力をしてもらおうということで、保護者から月々いくらか徴収することもありました。一応了解を取り、さらに契約書にもそれは書かれているわけですが、一割負担のうえさらにまた負担をかけるのは、おかしいといえばおかしいことですが、了解のうえ協力を仰ぐという形で、その費用の中でやりくりするということがあったのです。

・事務処理の繁雑化

この間の法律の改変によって、契約書を作ったり、手続きをしたりなどいろいろと煩雑になってきました。また、個別支援という理念のもと、アセスメントをして、支援目標を立て、懇談し、さらに目標到達をモニタリングし、また懇談し再計画するというサイクルが何度も変更を重ねられ、体系化されました。その都度事務処理が膨大になって、職員の仕事が増えていくというところがありました。

④ 自立・地域・ノーマライゼーションをめぐる

自立や、地域、ノーマライゼーションという言葉についてです。自立という言葉は、施設でも頻繁に使われます。自立支援という言葉が最も使われますが。僕も触れてきたことがある障害者解放運動では、「自立と解放」がうたわれました。運動のなかで自立という言葉の概

念を変えてきたと思います。上野千鶴子、中西正司さんの共著である「当事者主権」という本の中では、自立の理念のパラダイム転換だと言われています。つまりは自立というのは自分で自分のことを行うこととしてこれまでは認識されてきました。誰にも迷惑をかけずに一人で生きることであると。しかし、障害者の自立生活運動のなかでは、24時間誰かの介護を受けながらも地域で生きること、それは自立であると明快に語られています。誰にも迷惑をかけず自分で自分のことを行うことという概念を大きく変えてきたということであると思います。

しかし、この15年間のなかで、自立という言葉の概念が変質されてきているのではと思います。自立支援という言葉は福祉の領域ではよく使われますが、その先にあるのは就労へという流れが際立ってきたのではないかと思います。障害者福祉や、生活困窮者の場合など、生活保障の施策のなかで、自立支援はすなわち就労支援へという傾きが強くなってきていると言われます。自立という言葉自体があいまいな幅広い使われ方をしています。施設でも、入所手続きの際には、その利用者の状態や障害の程度を判断するアセスメントをするのですが、保護者から着替えなどは自分で行いますと言われれば、「着替えは自立」と記入されます。施設でも自立というのは、自分で自分のことを行うことという概念としてほぼ使われていると思います。もちろん研修や福祉の教科書などでは、自立を幅広い概念として説明されていますが。

地域という言葉もよく使われます。障害者運動のなかでは、自宅や施設での決められた生き方からの拒否、決められた関係からの拒否であり、自分の生き方や関係を自分で構築できる空間のことを地域と定義付けしてきたと思います。豊かな関係性を求めるための地域であり、そのためには地域を変えるという運動をともなった言葉なのです。しかし、施設では地域というたいていグループホームへの入居が地域となります。あるいは地理的に近接した範囲での関係作りという意味合いで使われることが多いです。地域を変えるというような発想はあまり感じることはありませんでした。

ノーマライゼーションという言葉はよく研修などでは登場します。北欧の知的障害者の母親たちが、その運動のなかで生み出した言葉であり、この状態は「ノーマルではない」という訴えや告発によって知的障害者の権利を回復してきた運動であると聞きました。しかし、今それは普通である、あるいは普通に合わせるというような言葉として意識されているのではないかと思います。

ある時施設で会議があり、施設会計が逼迫しているので、利用者の外出などに付き添いで出かける職員の例えばプールの入場料などの料金が、これまでは施設会計から出っていたのです。外出などは施設の支援サービスの中身であり、年間の行事計画に位置づけられたもので、施設会計からの職員の料金拠出は当然だと思ってきました。しかし、この料金を利用者から

徴収したいという提案があったのです。

外出の機会を積極的にすすめることは、地域に出ることができる数少ない機会であり、利用者も楽しみにしてきました。そんな話ほとんどないと思い、認められないと反論したのです。施設の支援の大事な行事であり、地域に出ることができる機会ですし、年間行事として位置づけられていることが、なぜ施設の予算から拠出できないのか？と思いました。しかし、他の職員の反応はなく、ある人は、利用したらそれ相応の料金を払うのは普通のことではないか、と意見を言ったのです。

その後家に帰り考えたのですが、普通にあわせる＝ノーマライゼーションということかと思い、がくぜんとしたことがありました。かつて運動ではノーマルではないという訴えのもと、発展してきた理念なのですが、それを普通にあわせるというのは違うだろう、と強く思いました。

⑤ 自分の価値観が少しずつ変わる

僕は、15年間施設で働いてきました。この15年間をとおしてみても、自分の価値観のようなものが少しずつ変わってきたなと思います。小さいころからの、社会的な管理や抑圧によって自分の価値観が決められてきたのでは、というような認識は、学生のころから考えてきたことです。なんとかそれを自分で意識し、別の価値観を求めることをこれまでしてきたつもりでしたが、それでも自分の中には既成の規範や規律、あるいは管理したいという意識がたくさんあったことに気づかされました。

彼らの行動は、突飛で想像しがたく、とうてい受け入れられないようなことが多くあったからです。たとえば大事な行事が体育館であり、全員が参加するのですが、整然と参加というわけではなく、歩き回るものがあったり、叫ぶものがあったり、寝転んだり、はては失禁したりということがよくありました。また、個々の利用者のこだわり行動には、突然かもいに上る、服を脱ぎ飛び出そうとすること、他にも、突然怒り出したり、踊りだしたり、いろんな儀式があったりしました。ただ、それぞれの人に理由があると思い、その意味をあれこれ探り考えることで、その行動を理解しようとして、そのような模索が日々続けられてきました。なるべくそうならないようにという配慮はもちろんあるのですが、それでもそういう行動もふくめて受け入れたうえで施設での日常が成り立っているという雰囲気は感じました。

それは、ひやひやする反面とても面白かった（言葉が悪いですが）のですが、そのような日常を送るなかで、自分の感じ方が少しずつ変わってきました。

また、働くということですが、僕が配属されていた職場は生活介護事業を行う事業所で、就労系ではありませんでした。もちろん日課の中で作業という時間はあり、物を作ったり、

食品加工をしたりということはしていましたが、働くことにあまり重きを置いてなかったのです。そのためでしょうか、働きたい、働く場をほしいという訴えはあまりなかったです。

学生のころ障害者解放運動の訴えの中で大きかったことに働きたいが働く場がない、働く場をよこせという主張がありました。もっともな主張だと思います。しかし、施設で彼らを見ていると、働きたいというよりも働きたくはない、あるいは既成の働くことを超えているのでは、と思うことがしばしばあります。ここでこうやって過ごすのが僕の私の働くことだ、と言っているように聞こえます。

かつて脳性麻痺者集団全国青い芝の会の障害者が言った言葉で、有名な言葉ですが、「障害者にとって地域で生きることそれ自体が労働なのだ」という言葉がよみがえってきます。労働あるいは働くという概念を既成のものから超える、あらたな概念を持つことで、彼らと（私たち健常者）の関係が、これまでの従来との関係とは全く違うものになるのではないかとも思います。ともにいるということがはじめて可能になるのでは、という思いを持ちました。

⑥ タカラモノを共有財産に

このように施設で働く中で、様々なことを発見したり、いろいろ模索したり、日々のほんの小さな営みの積み重ねなのですが、そのなかで自分の価値観が少しずつ変わってきたことを感じます。自分にとって、それはタカラモノのようなものです。もちろんそれは、自分だけでなく、これまで施設のなかで、利用者と職員の相互の関係によって少しずつつくられてきた営みそのものだと思います。

これまで話してきたことを問いという形にするならば、自分にとっても大切なタカラモノを価値として、「共有財産」として残せないだろうか？ということになります。

もうひとつは、先に話をした言葉についてですが、自立や地域、あるいはノーマライゼーションなど障害者運動が獲得してきた言葉や、その概念が国家や支配の側から浸食され、奪われてきたと思います。それをどのように奪いかえすことができるのか？というのがふたつめの問いになります。

2 撤退して仕切り直しを

施設を辞めたことの話になりますが、この15年間施設で働くなかで、施設改革をぜひ押し進めなければというように、施設改革に積極的に関わったわけではありませんでした。どちらかというと施設で働く労働者として抵抗してきたという面が多かったと思います。利用者の支援を具体的にどうするか？という仕事であればおもしろいのですが、それよりも事務作業やイベントの準備、機関誌の発行など施設そのものの仕事がとても多いのが現状でした。

時間外の仕事はほぼすべてサービス残業で、しかも膨大であり、それが労働とみなされないことに何度か抵抗したのですが、月日が流れる中でほかの職員との関係ができ、自分の位置が次第に縛られてきたものになってきたことを感じていました。僕自身がそれに抵抗し切れない状態になってしまったと思いました。時間とエネルギーが奪われ、体調の悪化もあり、今年の3月に退職したのです。いったん撤退して、仕切り直しをしたいと思います。

3 この間考えたこと

① 「当事者主権」 中西正司・上野千鶴子 2003年 から

普段はあまり本を読まないんですけど、一生懸命この間本を読みまして、「当事者主権」という中西正司さんと上野千鶴子さんが2003年に書かれた本を読んでみて思ったことです。

その本の帯には「障害者・女性・高齢者という問題を抱えているとみなされる当事者たちが、自分のことは自分で決めると声を上げ始めた」ということが書かれていて、障害者の自立生活運動というものを中心にして、当事者主権を確立していったということが書かれています。これは、どちらかという本を読んだ上での知識で言いづらいのですが、実践としての自立生活運動として、実際に24時間の介護が必要だという障害者を、どうやって地域で保障するか。今まで「不安定な学生に、なんとか介護人を」というところを、やはり事業として保障することで、介護を安定したものとして確保しなければならない。さらに、施設から一人でも多くの障害者、しかも障害の有無に関わらず、重度・軽度に関わらず、地域の中で生活することを保障して、そういう人をどんどん増やしていきたい。そういう運動をひろげていく。「運動と事業」の両輪でひろげよう。そういうのが自立生活運動というものになっていったと思うのです。

そのときに行政・国家に対して交渉して、制度を変更して新たな制度を作って、それをさらに事業として認めさせてというところが自立生活運動の成果だったと思うんです。その中で実践として「障害者の間で相談をしよう。障害者の気持ちは障害者がよくわかるんだから。」ということで、ピアカウンセリングが出てきました。また、「エンパワーメント」とよく言われるのですが、施設の障害者に対して、「地域で生活できるんだよ」「本当に体験して生活してみようじゃないか」「一泊二日から始めよう」という体験の仕組み作りのなかで、エンパワーメントを実践してきました。さらに介護に入る介護者の研修も必要で、それを運動の中で創り上げたという様々な獲得があったと思うのです。

さらに上野千鶴子さんが、介護保険成立と、それを担ってきた女性のことを、「当事者主権」の中でも少し触れているのですが、「ネグリ 日本と向き合う」という本が最近出て、その中でも上野千鶴子さんが、介護保険成立に向けての女性たちの動きのことを書いているところ

があり、そこを主に引用して、考えてみたことを話します。

介護保険の成立というのは、その前から、高齢者・老人を家族介護で支えてきた女性たちの声、あるいは運動というものが背景にあったわけです。介護は「家族の仕事」であり、「嫁・姑の仕事」でした。それも不払い・隠された労働であるという仕事を社会の制度として社会的に打ち出したというものとして、やはり介護保険というものは画期的であると。もちろん制度上の欠陥とか不足というものは最初から言われていたし、そういうものはあるわけですが。さらにそれを担ってきた女性たちの運動というのがあったし、運動を担ってきた例えば生協の組織でいろいろ実践してきた人たちであるとか、あるいは富山県内の「このゆびと一まれ」という惣万さんたちの活動であるとか、制度がないところに制度を作ってきた。そういう女性の動きというのを「日本のアウトノミア」、として「ネグリ 日本と向き合う」の本のなかで紹介しています。それはどうかな、と思うのですが「コモン=共を生産する」いろいろな女性たちの「共の活動、動き」というのは、それは「共」というところには、「障害者の自立生活運動」の獲得してきたものも入ってくると思うんですけど、そういうものは、「国家を補完するのではなく、先行して、ときには対抗して、異なる共有財の生産に関わってきた。足元にあるマルチチュードの力と実践を信じている」という本の一節に続いていくんです。

自分に即していえば自分が施設で働いてきたなかでの営みとか、さっき言ったタカラモノですよ。それがどのように小さいものであろうと、「共有財産」にしてみたいという思いと、「奪われた言葉」の価値をどう取り返すのかという自分の問いが、これまでの障害者自立生活運動や、介護保険をめぐる女性たちの動きなど、そういう運動が開いてきた地平というものが、それをどのように引き継ぎ、今後どうさらにひらいていくのかという問いへつながっていくんじゃないのかなと思います。

現状では、国家なり、支配の側との攻防で、かなり浸食されてきたところもあるのですが、そこをふまえて、その上でどうするのかということを考えることというのが、やはり不可欠であり、今後の課題なのではないかと思います。またそれが僕のタカラモノをどう「共有財産」にできるかという問いとも重なると思うのです。

② 最後に、私としての問題として

最後に「私の問題として」というところですが、今日の話で最初に「健常者として障害者に関わって」という話しを、ちょうど学生の頃の話を結構長く話したと思います。「障害者あるいは障害者解放運動に、健常者である私が、単に支援という関係だけではなく、それを超えた関係がどう作ることができるか」という問いの話として、最初に話したと思います。その話しに関連するのですが、いま障害者と（あるいは障害者自立生活運動と）関わる「私の主体はいかに」ということで考えたことです。

1番目としては、「ケアをする側として」というところでたてられるのかなと思うのです。「介助者たちは、どう生きていくのか」という本をたまたまネットで見つけて、県立図書館にあったので借りてきました。著者は渡邊琢というかたで「かりん燈」という「万人の所得保障を目指す介助者の会」という活動を立ち上げたかたです。40代ぐらいのかたで、障害者自立生活運動に介助者として入って、その運動を支えてきた側から見たり考えたりしたことを書いた本です。その本の中では、障害者解放運動の歴史というの、聞き取りも含めてかなり詳しく書かれています。

24時間の生活保障を確保することの厳しさについて、介助者が病気になったりして欠けたら自分が行かなければならず、厳しいときは週5日が6日になり7日になりというときもあること。そこは「労働者」として立てると、「自立生活を否定しかねない」「命や生命の危機をまねく」というところで、「労働者」としては立てれないんだという非常に苦悩した文章として書かれていて、読んでいて苦しいところもあったんですけど、やはり彼の理念として「支えたい」というような気持の複雑さということが、他の介助者の声も合わせて書かれています。

その文章を読みながら、今後、高齢社会というものを迎えるにあたって「ケア」というのが大きな問題としてあると思うのです。やはり、「ケアをされる側」と「ケアをする側」として直接的な関わりをもつ者としての私という主体があるのではと思います。

2番目としては、「ケア労働を担う労働者として」ということです。今言ったことと相反するんですが、やはり「労働者として」というのははずすべきではない。今後ケアの仕事づくにあたり、やはりそれをはずすことは違うと思うんです。ただ、「労働者として」と立ててしまうと、それで問題が終わってしまうのです。その先には展開できなくなるので、それはやはり限界があると思います。

それで3番目ですが、「私が当事者になる」ということで考えてみたんです。それは、「当事者主権」の中で上野千鶴子さんも書いていたんですが、「関わる健常者も、『当事者』ではないのか」、「『当事者』になるべきではないか」ということが書かれていたのです。それは、もちろんその通りなので、今日話したことは「障害者と関わる場所の健常者としての当事者」である私ということになります。ただ、「当事者主権」の本のなかでも触れられていますが、当事者というのは女性もいるし高齢者・こども・不登校者・患者という範疇もあります。私が「当事者」というときは、単一の当事者で考えることはできない。そういういろいろな「当事者」をふまえた上で私が「当事者」にどれだけなれるんだろうかというのが、今後の自分の取り組みとして考えられるのではというのが、自分の今のところの到達点というか、考えてみたところなんです。いろいろな当事者性に関わることのトータルなというか、結びつきが進むなかで、その上で「当事者になる」ということをどれだけ考えられるのかなということをも3

番目にたてることができるのではとってみました。私の長い話につき合ってください、ありがとうございます。これで、終わりにします。

資料・1 福祉関連年表

1997年	12月	介護保険法成立
1998年	3月	NPO法制定
	6月	社会福祉の基礎構造改革について中間報告 (厚生省社会福祉事業等の在り方に関する検討会)
2000年	4月	介護保険制度開始
2003年	4月	支援費制度開始
2004年	10月	厚労省 障害保健福祉改革のグランドデザイン案 公表
2006年	4月	自立支援法一部施行
2007年	9月	日本政府、国連障害者権利条約に署名
2008年	10月	自立支援法違憲訴訟全国で提訴
2009年	9月	民主党政権
2010年	1月	違憲訴訟団と国が和解合意。自立支援法廃止へ
		障害当事者、家族が過半数を占める障がい者制度改革推進会議発足
2011年	7月	改正障害者基本法成立施行
2012年	4月	障害者虐待防止法
	7月	制度改革推進会議から障害者政策委員会へ
2013年	4月	障害者総合支援法一部施行
	6月	差別禁止法制定
2014年	1月	日本政府、障害者権利条約批准

資料・2 福祉政策の転換ポイント

措置から契約へ

行政処分 → 自己選択、自己決定

〇〇してもらう → 契約：サービスの受給者として対等な立場にたつ

規制緩和（市場原理の導入）

背景

高齢化社会と医療等社会保障費の拡大抑制

家族や地域の（意識）解体、産業構造の変化
介護（労働）からの脱却を求める声
障害当事者たちの自立生活運動

資料・3 社会福祉基礎構造改革とは

〔社会福祉基礎構造改革とは〕

2000年（平成12年）6月に**社会福祉基礎構造改革**が実施されました。この改革は目の前に迫っている超高齢社会に備えて、早いうちに国民の期待に応えられるだけの、社会福祉の共通基盤を作り上げることを目的としています。

その基本は、個人が住み慣れた地域において、人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活ができるように支えることにあります。

そのために、個人に対して社会連帯の考え方に立った総合的な支援が行えるよう、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などについて見直しが行われました。「介護保険制度」や「障害者自立支援制度」の成立も、この改革の一環です。

〔社会福祉基礎構造改革の概要〕

これまでの社会福祉制度は、戦後直後（昭和20年代）に作られたものが基盤となっていました。しかし、年を追うごとに福祉の対象者は増加・多様化し、それに伴ってさまざまな問題が生じてきました。さらに国民の生活スタイルは大きく変わってきており、制度の基盤となる考え方も変える必要が生じてきました。

そこで、社会福祉制度そのものを見直し、作り変えるために基礎構造改革が行われることになりました。

中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会により、1997年（平成9年）11月より検討が行われ、明るく平成10年6月には中間まとめが取りまとめられました。さらに同年12月には追加意見が出されました。

これらを踏まえて2000年（平成12年）6月に社会福祉事業法が「**社会福祉法**」に改正されたのを皮切りに、社会福祉の根幹を形成している**福祉八法**の全てが改正されました。

この改革は、2003年（平成15年）4月の「**支援費制度**」の施行、2006年（平成18年）の「**障害者自立支援法**」の施行へとつながっていきます。

あとがきにかえて

「戦後レジームからの脱却」をめざし、安倍政権は、「集団的自衛権」導入を含めた安全保障法制の大転換を強行しようとしています。また、それと並行して、社会補償政策の転換も急ピッチで進めています。自助の全面化によって、公的保障の大きな撤退をさらに加速化し、市場原理のさらなる徹底と社会保障領域の成長産業化としての再編を進めようとしています。

特に「福祉政策」の転換によって、「生き難さ」が「自己責任」であるかのように感じて、問題のありか、解決の方途を探しあぐねているのではないのでしょうか。

生・労働・運動ネットとして、2007年～2009年の3年間アンラーニングという営みをして、社会的なものを私たちの課題としていました。2010年から社会的なものから、「オルタセミナー」「沖縄セミナー」「ラウンドテーブル」を経て、政治的なことが主な課題になっていきました。

安倍政権になって政治的な課題がさらに大きくなり、社会的なもののひとつである社会保障が縮減しているときだからこそ、社会のありよう、そこで生きている私・たちのありようを今一度問い直し、アンラーニングすることが必要であると考えました。

そのような主旨で、「アンラーニング・2015 問いをもちよる」をはじめました。

私の〈問い〉とあなたの〈問い〉を交錯させ、議論するなかで、社会のありよう、そして私・たちのありようを大胆かつ具体的につかみなおし、生政治の現在をつかみ、反撃の方策を探ることができればと思っています。

その第1回は、「施設で考えた中途半端な支援と労働」というタイトルで、ある福祉施設で働いていたメンバーのひとりである樋谷（アンラーニング運営チーム）に話してもらい、その報告をもとに議論を進めました。

「ZINE・5」は、その報告をテープ起こしをして樋谷が加筆して発行しました。

報告者の15年の施設での体験、そこでつかみ取ろうとしたこと、つかみ取ったこと、つかみそこねたこと、浮かび上がってきた課題などを共有し、さらに議論が深まることを願ってあとがきとします。

ご案内

アンラーニング 2015

問いをもちよる 一私とは、貴方とは、それぞれがかかえている〈問い〉のことではないか。その〈問い〉と〈問い〉が出会い、私の、貴方の、〈問い〉が「アンラーニング」されるとき、もしかして私・たちの〈問い〉が立ち上がるかもしれない。そして、私と貴方、私・たちは、この世界を変える武器がもてるかもしれない。

アンラーニング 一それは、私・たちの生が始まってから今にいたるまでに、無意識的か、意識的かは別に、私・たちの身体に刷りこまれてきたこの世界についての知・感覚・感情を、改めて点検し、学び直すこと。

生政治の現在をつかむ 一言うまでもなく、私・たちの生は、なんらかの「社会的なもの」によって保障されなければ、存在することができない。この生き難き時代に私・たちの生がどのように保障されるかを確かみなおしたい。

アンラーニング 2015 一私・たちが生の現場で直面し、ぶつかり、解きあぐねている問題を、お互いに持ちより、交流させること—それらをアンラーニングさせることにより、その問題の由来を探り、社会的・政治的根拠を見極め、解決の試みをさぐる。

ぜひご参加ください。

アンラーニング2015〈問い〉をもちよる ケアをめぐって考える

第2回 施設で考えた中途半端な支援と労働・・・。

その「中途半端」さをさらに考える

第1回の報告は、「障害者解放運動」との出会い、介護者から施設職員
の選択、「社会福祉基礎構造改革」の荒波に遭遇、そして、そこから考
えた「当事者主権」に関する報告でした。

15年間、報告者は、障害者解放運動に関わる者、施設職員、そして労
働者として、どれも「中途半端」だったが、どれにも真摯に向き合い、
揺れ動き、悩み続けた。

第2回は、その「中途半端」さに、課題がたくさんつまっているの
ではないかと考え、第1回の報告をもとに議論を深めたいと考えています。

とき：9月27日（日） 13：30～16：00

ところ：サンフォルテ 306号室 参加費+資料代 500円

主催： 生・労働・運動ネット

〒930-0009 富山市神通町3-5-3

TEL： 076-441-7843 FAX： 076-444-6093

URL： <http://net-jammers.net/> E-mail： jammers@net-jammers.net

刊行物案内

生・労働・運動ネット 富山

Z I N E ・ 2 2014 ・ 秋

〈フクシマへ〉折り返すことにむけて

Z I N E ・ 3 2015 ・ 春

さよなら 私の死者・たち——「困民丸」の小さな歩みから

Z I N E ・ 4 2015 ・ 夏

「敗戦 / 戦後 70 年」は私・たちの〈問い〉か

——「ラウンドテーブル・2014」での論議から

生・労働・運動ネット富山

2015・秋

代表 埴野 謙二

〒 930-0009 富山市神通町 3 - 5 - 3

TEL : 076-441-7843 Fax : 076-444-6093

URL : <http://net-jammers.net/>

E-mail : jammers.net.tym@gmail.com